

オ 生きがいのある生活と社会参加の推進

障がい者の生活が向上し、ゆとりや潤いのある生活がおくれるよう文化、スポーツ活動を通しての社会参加や活動を通じての自己実現、達成感を経験するための支援が求められており、これらの社会参加の促進に努めます。

また、障がいのある人と障がいのない人との交流を促進することにより「共に生きる社会」を目指すとともに、障がい者のより自立した生活の実現に向け、労働や生産活動に従事できるよう市民や事業主の理解と協力により障がい者の雇用や福祉的就労のための環境整備に努めます。

カ 共に学び、共に育つ施策の充実

障がい者の自立性や主体性を育むため、障がい者や保護者の自由な選択権を尊重しながら、乳幼児から高齢者にいたるまでの多様な教育・学習ニーズに対応した諸施策に努めます。

障がい児の乳幼児期は、基本的生活能力の向上を図ることが大変重要な時期であることから、障がい児保育の充実や、知的障がい児通園施設の設置拡充を進めます。また障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を促進し、総合的な療育体制を推進します。

キ 障がい者の権利擁護の充実

判断能力が十分でない人の財産を守り、安心して生涯を過ごすことができるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進します。

6 外国人

諸外国と日本の正しい相互理解を促進し、国籍や民族を超えた一個人としてお互いを尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される多文化共生社会の実現に向けた施策を進めます。

近年、国際化の進展にともない多くの外国人が日本を訪れ、また居住することが日常化し、日本は多文化社会となりつつあります。本市における外国人登録者数の推移については近年大きな変化は見られませんが、その国籍は多様化の一途をたどっており、隣人として外国人とともに暮らす社会は現実化しています。(49ヵ国908人、内韓国・朝鮮籍433人、2005(平成17)年4月1日現在)その約半数は在日韓国・朝鮮籍の人であり、これらの人々の多くは歴史的経緯や社会的背景によって、第二次世界大戦以前から生活している人々とその子孫です。また、そのなかには、1911

(明治44)年から開始された旧生駒トンネル工事に労働者としてかかわった人もあり、こういった人々が日本に定住するようになった歴史的経緯を正しく認識し、その社会的状況の理解を深めることが必要です。

また近年、多くの外国人の定住化が進むなか、それぞれの国の文化的・社会的背景による生活習慣等に対する考え方の違いから、地域住民との摩擦、国際結婚による日本人配偶者等との家庭内トラブル、乳幼児保育や学校教育における諸問題など、さまざまな問題が生じています。

さらに本市は、奈良先端科学技術大学院大学等を抱える関西文化学術研究都市の一翼を担っており、国際的な研究活動の拠点として世界各国から研究者や留学生等が集まる環境にあります。

このように、めまぐるしく変化する社会経済情勢の潮流のなかで、国際化は急速に進展しています。地域で生活する人、地域に訪れる人が、地域住民とともに豊かに安心して暮らしていくためには、その歴史的・文化的・社会的背景を相互に正しく理解し、多様な文化・風習・価値観等を尊重するとともに、国籍や民族を超えた一人の人間として尊重し合い、すべての人々の人権が保障される多文化共生社会の実現に努めることが大切です。

ア 教育・啓発の推進

「生駒市国際化基本指針」(1996(平成8)年3月策定)、「生駒市外国人住民教育指針」(2000(平成12)年3月策定)及び県の「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導指針」(1986(昭和61)年6月策定)に沿って、外国人住民教育を推進し、互いの国の生活や文化、歴史などについての理解が深まるよう啓発活動を進めます。また、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人児童生徒が、自らの言語・文化及び歴史を学び、偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導に努めます。

イ 国際理解の推進

市民一人ひとりが、友好と信頼の関係を築き、共に生きる社会の実現を目指して、異なる文化を持った外国人との相互理解を深めるため、国際理解教育を推進すると共に、セミナーの開催やITを活用した情報交換の推進など国際交流事業の充実に努めます。

ウ 日本語教育支援活動の推進

日本で居住し、生活する外国人住民にとっては、生活言語としての日本語の習得が極めて重要であることから、市内の民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の提供に努めます。

具体的には、市や民間団体等が実施している各種講座への支援や充実を図るとともに、学校において日本語教育が必要な児童生徒のための日本語指導教員の配置及び指導資料の作成などに努めます。

エ 生活情報の提供と相談・支援

日本語を習得していない外国人住民は日常生活での不安や不自由を感じています。そのため「いこま外国語版暮らしのガイド」や「外国人対応サポート職員」、「庁舎案内の多言語表記」等の既存事業とあわせ、さまざまな媒体を通して市の各種情報を積極的に発信するとともに、生活全般にわたって外国人住民に対する相談・支援体制の充実に努めます。

オ 就職の機会均等の確保

国内で生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要です。就労の可能な外国人に対して、不当な取り扱いがなされることのないよう事業主などに正しい理解と認識を求めるとともに、関係機関と連携を図り就労の機会均等の確保に努めます。

カ 厚生援護・住宅問題への取り組み

保健・福祉等の制度について、対象となる外国人住民が不利益とならないよう制度の周知徹底を図ります。

また、賃貸住宅等への入居については、単に外国人であるという理由のみで入居が断られたり、制限されたりすることがないよう啓発に努めます。

キ 地域住民や関係機関との協力・連携体制の整備

外国人住民が安心して生活していくためには、地域における日常生活でのかわりが重要です。このことから、地域住民と外国人住民とが日常的に協力・連携しあえる体制づくりに努めます。

7 プライバシーをめぐる問題

市民一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、プライバシーの侵害をなくすよう、啓発を進めるとともに、市の情報セキュリティの強化に取り組みます。

高度情報化社会のめざましい進展により、コンピュータをはじめとする情報機器は大きな利便性をもたらしました。その一方で、自己の意思とは無関係に個人情報

が大量に収集蓄積・利用されるという状況があります。

個人情報とは、一旦誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、実際、企業からの顧客名簿等の個人情報が大量に流失するといった事件や個人情報の売買事件が多発しており、個人のプライバシーに関する社会的な不安が高まっています。

人により他人に知られたくない自分の情報は様々であり、個人情報を保護することがプライバシーを保護することにつながります。

本市においては、「個人に関する情報は本来その個人が主体である」との認識のもと、1998（平成10）年3月に「生駒市個人情報保護条例」を制定して、自己に係る個人情報の開示や訂正等を請求する権利（自己情報コントロール権）を保障するとともに、本市の機関及び事業者における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めています。

しかし、本人の知らないところで身元調査が行われたり、個人が不利益を被ったりプライバシーを侵害されるという事態が生じています。また、インターネットが急速に普及しているなか、インターネットの持つ匿名性や利便性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の情報を掲載するなどの人権にかかわる問題が発生しています。

プライバシーをめぐる人権問題の解決にあたっては、市職員をはじめ市民一人ひとりが個々の人権問題に対して正しい理解と認識をもつとともに、市民が個人情報を自ら管理しコントロールする力を身につけることができるよう啓発を進める必要があります。

ア 生駒市個人情報保護条例の周知

生駒市個人情報保護条例について、周知・啓発を図るとともに、市民一人ひとりがプライバシーについて権利を正しく理解し、お互いのプライバシーが尊重される社会づくりに向け啓発を進めます。

イ インターネットによる人権侵害に対する取り組み

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会のインターネットステーションの活動を通じて、インターネット掲示板上の差別書き込みに対してより効果的な取り組みの推進に努めます。

ウ 情報セキュリティの確保

「電子自治体」を推進していくうえで、個人情報保護の徹底と情報セキュリ

ティ対策は重要な課題であり、技術的な対策とともに、職員研修などを通じ、組織としてより確実に取り組み、セキュリティレベルの向上に取り組みます。

8 さまざまな人権問題

多様化する現代社会にあっては、多くの人権問題が生じています。

- エイズ、ハンセン病やその他の感染症では、病気に対する誤った知識や先入観によって、患者・元患者、感染者及び家族は、社会生活から排除されるなどの扱いを受けていることがあります。
- アイヌの人々は、民族の違いや歴史的経過あるいは異文化に対する偏見などが原因となって、差別を受けていることがあります。
- 刑を終えて出所した人は、さまざまな偏見や差別に直面し、就労等において不安定な地位に置かれています。
- 犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらには、マスコミの取材・報道による二次被害を受けることなどが社会問題化しています。
- 科学技術の発達に伴う医療分野での人権問題や日本に帰国した中国残留邦人とその家族の自立支援の問題、性同一性障害をはじめとする多様な性の問題、「婚外子」、「ホームレス」等に対する差別や偏見等、人権に関する問題は多様化しています。

これらの人権問題の解決に当たっては、個々の問題に対して正しい理解と認識をもつとともに、多様な機会を通して正しい情報の提供などに努めます。

第4章 基本計画の推進

1 推進体制

本基本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生駒市人権教育及び人権啓発推進本部」を中心とした関係部局の緊密な連携のもとに全庁的に本基本計画の具体的推進に努めます。

2 関係機関・団体との連携

人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策が広範な取り組みとして展開できるよう、国、県をはじめ地域組織、NPO、ボランティア団体、民間団体、企業等との密接な連携を図ります。

また、本基本計画の趣旨を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本基本計画の趣旨が広く市民に浸透するようさまざまな機会を捉えてその周知を行います。

3 フォローアップ

本基本計画を具体的に推進し、その推進状況をフォローアップしていくため、本基本計画に基づく事業実施状況等を生駒市人権施策審議会に報告するとともに、幅広く市民の意見を反映させるためさまざまな人権に関する情報と意見の収集に努めます。

【 資 料 】

生駒市人権施策審議会委員名簿

役 職	氏 名
企業人権教育推進協議会	○ 池 田 誠 也
老人クラブ連合会	池 田 利 雄
校 園 長 会	池 永 孝 男
学 識 経 験 者	◎ 上 杉 孝 實
民生・児童委員連合会	奥 野 治 司
学 識 経 験 者	風 間 規 男
子ども会育成連絡協議会	川 崎 ひろ子
自 治 連 合 会	神 原 眞 澄
奈良在日外国人保護者の会	金 潤 哲
市 議 会	中 村 修
社 会 福 祉 協 議 会	西 井 正 輝
人権教育推進協議会	西 川 嘉 映
奈 良 弁 護 士 会	深 水 麻 里
地域婦人団体連絡協議会	前 場 トモ子
学 識 経 験 者	槇 村 久 子
人権擁護委員協議会	向 井 明 男
部落解放同盟小平尾支部	○ 山 田 正 弘

◎=会長 ○=副会長 (敬称略、50音順)

基本計画の用語解説

世界人権宣言

すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて、1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会で採択。この宣言は、前文と30条から成り、生命・身体の安全、法の下での平等などの基本的人権について、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示している。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002(平成14)年3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

生駒市人権擁護に関する条例

1994(平成6)年12月26日施行。人権意識の高揚を図り、差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的に、市と市民の責務及び啓発活動の充実などを規定している。

ライフステージ

人間の一生で過ごす幼年期、少年期、青年期、壮年期(成人期)、老年期(高齢期)など、人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のこと。

児童の権利に関する条約

子どもの権利条約ともいう。世界の多くの児童(18歳未満のすべての者を児童と定義)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。1989(平成元)年の第44回国連総会で採択され、日本は1994(平成6)年に批准。

「人権教育推進プラン」の基本的視点

人権教育を進める基本的視点(人権が尊重される学校文化の具体像)として①一人ひとりの可能性を伸ばすことから、それぞれをかけがえのない存在として大切にすること。②一人ひとりのちがいを豊かさとしてとらえることから、それぞれの多様性を大切にする。③一人ひとりのつながりを大切にする。④人と人との豊かな関係づくりをめざすこと。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

教育相談

児童生徒等の教育上の諸問題の解決のために、教員やその他の指導者が本人、親及びその関係者などに話し合いやその他の方法により、指導や助言を与えていくこと。

適応指導教室

心理的な理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもと、相談や助言、指導などを行い、児童生徒の学校復帰を図ることを目的とした施設。

「情報教育推進特区」の「情報科」

本市は、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする構造改革特別区域研究開発学校設置事業の認定を2004(平成16)年3月に受け、これを「情報教育推進特区」とよび、情報化が進展する社会を生きる力を育成するため、小学校に新しい教科「情報科」を設ける。2004(平成16)年4月より順次実施し2008(平成20)年までにすべての小学校で「情報」の授業を行う予定。

学校創造推進事業

校長のリーダーシップに基づいて「特色ある」「信頼される」「開かれた」教育活動や学校づくりをさらに充実発展させるための本市独自の財政的支援事業で、地域のその道の達人をゲスト・ティーチャーとして総合的な学習の時間等のさまざまな活動に招いたり、保護者の授業参画や教育活動の支援等の機会を増やしたり、他校種の子どもたちとの交流を活性化したりするなどの活動を通して、学校の特色ある教育活動を推進することを目的としている。

ロールプレイ

ある特定の(自分と違う)立場の人(場合によっては、動物やモノの場合も

ある)になったつもりで、ある問題について考え、それを表現すること。

シミュレーション

ある事象をモデル化し参加者がそれを擬似的に体験すること。

生駒市人権教育推進協議会

憲法に定められた基本的人権を確立し、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される地域社会づくりのために人権教育を研究推進することを目的として市内各種団体や個人によって組織された協議会。

人権を確かめあう日

同和問題解決に向けた啓発活動推進のため、同和問題をはじめあらゆる人権問題の基本的認識の徹底と人権確立を目指し、奈良県市町村同和問題啓発活動推進本部連絡協議会(市町村同和問題「啓発連協」)が提唱し、1989(平成元)年4月から、毎月11日は「人権を確かめあう日」と設定された。

県、市町村及び関係機関・団体が連携して、人権侵害を許さない社会的雰囲気と部落差別撤廃の環境醸成に向け、県民運動として展開している。

差別をなくす強調月間

1969(昭和44)年7月に旧同和对策事業特別措置法が施行されたことにちなんで定められたもので、奈良県や各市町村でさまざまな取り組みが行われる。本市でもこの差別をなくす強調月間中に、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、市民集会や、こどもじんけんひろば、

街頭啓発、人権問題啓発パネル展などの取り組みを行っている。

人権週間

1948（昭和23）年12月10日、国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択された。その日を記念し、国際連合は、毎年この12月10日を「人権デー」として、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するように呼びかけている。日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、講演会の開催や街頭啓発など、全国的な啓発活動を展開している。

まちの情報れすとらん

生駒市電話情報案内システムの愛称。市役所への届け出や手続きの方法、施設の利用方法、催しへの参加方法などの市政情報を24時間・年中無休で案内している。

Webアクセシビリティ

Web（インターネット上の情報検索・表示システム）を利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

NPO

Non Profit Organizationの略で、利益を追求することを主な目的としない自立した活動組織。財政規模の小さい非営利組織の法人格取得を容易にする特定非営利活動促進法（NPO法）が、1998

（平成10）年12月に施行された。

生駒市企業人権教育推進協議会

企業内における人権啓発及び人権教育を積極的に推進し、もって公正な雇用の促進と就労の安定を図り、差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として市内の事業所で組織された協議会。

ドメスティック・バイオレンス

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間における暴力という意味で使われる。多くは男性の女性に対する暴力である。単なる殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別とは区別して使われる。

「男らしさ、女らしさ」といわれるものは時代、社会によって異なり、社会、文化的に形成されたものが多く含まれている。

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように男性・女性で異なる役割を与え、その役割の遂行を期待する意識のこと。

女性のエンパワーメント

女性が政治・経済・社会・文化など社会のあらゆる分野で、自ら意思決定をし、行動できる能力を身につけること。

ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の格差を改善するための取組みを意味し、男女共同参画を進めるためなどに採られている方策。必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。

セクシュアル・ハラスメント

性別役割分担や女性を対等なパートナーとしてみない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせのことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれる。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

児童憲章

1951(昭和26)年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳規範を定めたもの。

生駒市子どもセイフティー・サポート会議

児童に関わる機関及び団体等が、それぞれの専門知識、機能、組織力等を発揮し、相互に連携して子育ての支援や深刻化する児童虐待に対応することを目的に設置した。主な活動内容としては、子どもたちの心豊かな育成及び子育て支援を図ること、児童虐待に関する情報の共有化及び連携の強化を図ること、児童虐待の発見からサポートに至るシステムについて検討すること、児童虐待に関する啓発活動に関すること、虐待児童の実態を把握するとともに、具体的援助の内容を検討し、対応すること。

バリアフリー

障がいのある人にとって社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを除去するという意味。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を行うことが多いが、障がいをもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン

まちづくりやものづくりなどを進めるにあたり、年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。

地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分で権利侵害を受けや

すい人の権利を擁護するため、日常生活上の手続きや福祉サービスの適切な利用のために必要な援助、また安心して自立した生活が送れるように日常的金銭管理サービス等を提供する事業。

成年後見制度

精神上の障がいなどにより、判断能力が十分でない人が不利な契約を結んでしまわないように、定められた人が判断能力を補ったり、保護したりすることで、本人を不利益から守る制度。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいをもつ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会を目指すという考え方。

学習障がい（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難が認められる状態。「LD」は、Learning Disabilitiesの略。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

幼児期から学童期に見られる発達上の障がい。多動（身体の動きが止まらない、おしゃべりを止めないなど）、衝動性（自己抑制がきかない、順番が待てないなど）、注意集中の困難（気が散りやすい、物事に関心が持てないなど）等の3つの行動特徴を持つ。

高機能自閉症

人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない状態。

支援費制度

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的

若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不

作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると

否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

生駒市人権擁護に関する条例

平成6年12月26日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、人権を侵害する行為をしないよう努めるものとする。

(人権を確かめあう日)

第4条 人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、人権を確かめあう日を設ける。

2 人権を確かめあう日は、毎月11日とする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の充実に努めるものとする。

(人権施策審議会)

第6条 この条例の目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議するため、生駒市人権施策審議会を置く。

2 生駒市人権施策審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

人権にかかわる相談窓口一覧

《2005（平成17）年4月1日現在》

種 類	内 容	と ころ	担 当 者	問 い 合 せ
人 権	人権の侵害、差別問題などに関する相談	市民相談室	人権擁護委員	人権施策課
消 費 生 活	訪問販売の契約トラブルなど、商品、買い物、サービスなどのあらゆる消費生活に関する相談	生駒セイセイビル 3階 消費生活センター	消費生活相談員	消費生活センター (TEL73-0550)
暴 力	暴力団によるいやがらせや暴力による被害などに関する相談	生活安全課	警察から派遣された相談員	生活安全課
法 律	法令知識により解決しなければならないような問題の相談	生活安全課	奈良弁護士会 所属弁護士	生活安全課
行 政	国、県、市などの行政に対する苦情や要望についての相談	生活安全課	行政相談委員	生活安全課
福 祉	心身障がい者（児）、高齢者やその家族の介護や日常生活についての心配ごとや悩みなどに関する相談	福祉センター	福祉センター 職員	福祉センター (TEL73-0700)
心 配 ご と	日常生活上の心配ごとや悩みごとなどに関する相談	生駒セイセイビル 5階 市民相談室	民生・児童委員	社会福祉協議会 事務局 (TEL75-0234)
一 般	在宅福祉活動、ボランティア活動、生活福祉資金等の専門的な相談	生駒セイセイビル 1階 社会福祉協議会 事務局	社会福祉協議会 職員	社会福祉協議会 事務局 (TEL75-0234)
母子世帯への 住宅改修資金 等の貸付	住宅の改修資金、子どもの就学資金等の貸付についての相談	児童福祉課	児童福祉課職員	児童福祉課
家 庭 児 童	児童の性格、生活習慣、学校生活、家庭関係、心身障がい、非行など児童に関するあらゆる問題の相談	児童福祉課 子どもサポート センター ゆう	臨床心理士	子どもサポート センター ゆう (TEL73-1005)
教 育	いじめ、登校拒否などの学校教育に関する相談	教育支援施設内 教育相談室	教育相談員	教育相談室 (TEL74-5571)
青 少 年	青少年にかかわる悩みや問題に関するあらゆる相談	生駒セイセイビル 3階 青少年センター	社会教育指導員	青少年センター (TEL75-0237)
女 性	女性の日常生活の心配ごとや悩みごとに関する相談	生駒セイセイビル 3階 女性センター	社会教育指導員	女性センター (TEL73-0556)
	DVなど女性への暴力に関する法律相談	生駒セイセイビル 3階 女性センター	奈良弁護士会所属 女性弁護士	女性センター (TEL73-0556)
	専門の女性カウンセラーによる相談（悩みを持つ女性に問題の解決や自立へのお手伝いをし、自分らしい生き方を応援する）	生駒セイセイビル 3階 女性センター	フェミニスト カウンセラー	女性センター (TEL73-0556)
高齢者職業	おおむね55歳以上の人の就職、求人情報の提供、職業紹介、雇用などに関する相談	シルバー人材センター 1階 高齢者職業相談室	奈良公共職業安 定所職業相談員	高齢者職業 相談室 (TEL73-1105)

- この表は、市民相談の人権に関する主な相談窓口をまとめたものです。
- 相談時間などくわしいことについては、それぞれの相談窓口へお尋ねください。

生駒市人権施策に関する基本計画

2005（平成17）年12月

発行：生駒市

（担当：人権施策課）

〒630-0288 生駒市東新町 8 番38号

電話：0743-74-1111（代表）

Email jinkensesaku@city.ikoma.lg.jp

ホームページ <http://www.city.ikoma.lg.jp/>

